

県発注公共工事の事務処理に関する措置請求

(受付日：令和 8 年 7 月 1 日)

1 請求内容（要旨）

愛媛県知事、愛媛県土木部、愛媛県東予地方局今治土木事務所等の関係職員に対し、県発注公共工事において、A社を代表企業としB社を構成員に含む共同企業体について、契約締結、施工体制確認、検査、完成認定、支出負担行為、支出命令及び支払を行うに当たり、当該共同企業体構成員（B社）に関する一次資料（漏電確認記録、絶縁抵抗値測定記録等）の有無、資料保全状況、社内対応や判断記録等を確認しないまま各種財務会計行為等を行い、又は維持している点に関し、JV代表企業への確認及び是正措置、未支出分の支出差止め及び留保等を講じるよう勧告することを求める。

2 監査委員の決定

却下

3 決定（却下）の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該地方公共団体の執行機関若しくは職員による違法又は不当な財務会計上の行為（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）又は怠る事実があると認めるときは、これを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができると規定しており、請求に当たっては、違法又は不当であるとする財務会計上の行為がなされたこと又は当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測されることを、具体的かつ客観的に示すこととされている。

請求人は、請求書および補正書において、県発注工事の共同企業体構成員（B社）と請求人等の間の私人間における民事上の修繕工事や損害賠償等をめぐる紛争経過、訴訟資料、尋問結果等を理由として提示し、それらの争点及び確認事項につき県がJV代表企業等へ確認を行わないまま各種財務会計手続を進めることは違法又は不当である旨を主張している。

しかしながら、法第 242 条第 1 項の「事実を証する書面」とは、監査請求に係る違法又は不当な財務会計行為が存在することについて、これを疎明するに足りる書面をいうところ、本件請求に添付されている資料は私人間における紛争等にかかる資料のみであり、違法又は不当な財務会計行為があることを示すものではない。

このため、請求人に対し請求書の補正を求めたところ、提出された補正書においても、当初請求書の主張内容を繰り返すのみであり、法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を具体的かつ客観的に示す適示はなかった。

したがって、本件請求は愛媛県の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を客観的かつ具体的な理由の摘示を欠いており、法第 242 条第 1 項に規定する要件を満たしていない不適法な請求であると判断する。